滑川市農業委員会総会議事録

１．　会議の日時　　令和８年９月４日（金）　午後３時から

２．　会議の場所　　市役所東別館３階中会議室

３．　会議に付した議案等

議案第 13 号　　農地法第３条の規定による許可申請に関する件
申請人　　●●●●　外２件

議案第 14 号　　農地法第５条の規定による許可申請に関する件
申請人　　●●●●・●●●●　外１件

・農地等の利用の最適化の推進について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について

４．　委員の出欠
（出席農業委員・８名）
松井　滋樹、坂東　美喜男、竹花　範義、浦田　弘、臼井　朝夫、佐々　裕成、
新村　剛、中島　おとめ
（出席推進委員・８名）
黒田　敏弘、山岸　新一、石場　隆範、古屋　誠、杉田　隆博、松井　久雄、
開田　豊一、伊藤　久義

５．　事務局（３名）
北野事務局長　村田係長　小林主事

６．会議の要旨
午後３時 00 分　　開会

会　　長　　それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、臼井　朝夫委員、佐々　裕成委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会　　長　　議案第 13 号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 13 号１番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●　田　です。
申請地は、●●●●と●●●●地内の農道に面した農地です。
申請地は、元々２筆となっていますが実質１枚の田で、譲受人が水稲を耕作しています。隣の田との間には低い畔があります。先般、当該農地の所有者が亡くなり、相続財産を管理する親族もいないことから、相続財産清算人として●●●●が選出され、今後の権利関係を整理するため、譲受人の１枚の田とすることとし、この度、関係者との協議が整い、申請されたものです。今後も、譲受人が水稲を耕作する予定です。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　先日、現地を見てきました。綺麗に整理・管理されており、所有者が亡くなられ、そのまま耕作者に移転するとのことで問題ないと思います。

推進委員　　今も耕作されており、申請者が耕作しているのだろうと思われますので、問題ありません。

会　　長　　譲渡人には相続人がいないのでしょうか。諸手続きは●●●●が行うのですか。

事 務 局　　相続人は●●●●、財産を管理する人がいないということで、●●●●が財産を管理する方として選出されたとのことです。手続きは●●●●が行います。

会　　長　　この件に関しまして、他にご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会　　長　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 13 号２番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●、●●●●　田　です。
申請地は、●●●●と●●●●、●●●●に面した農地です。
申請地については、譲渡人の●●●●が所有していましたが、後継者がおらず●●●●である譲渡人が相続し、一部を畑として管理しています。

譲受人は現在、●●●●が所有する●●●●の住居に●●●●で暮らしていますが、手狭なため滑川市空き家空き地情報バンクで物件を探していたところ、申請地に隣接する譲渡人が所有する住居を取得し、併せて隣接する農地についても自家菜園の耕作地として活用するため、申請地を取得することとして申請されたものです。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　先月 24 日に現地確認を行いました。確認のポイントは農地の境界線、水回り、保全状態の３点で、境界線については農地を用水路、側溝等、コンクリートで仕切ってありました。水回りについては用水路からの水の出入りを確認しました。保全状態については農地に大きな穴などの形跡はなく、近隣の田んぼや畑と同等の状態で、景観として異常はありません。以上、３つのポイントから、問題はないものと思います。家庭菜園として使用することは妥当だと判断しました。

推進委員　　現地確認しましたが、用水、給排水等に問題はありません。

会　　長　　この件に関しまして、他にご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会　　長　　次の案件については、●●●●委員が譲受人となります。委員に関わる許可申請について、当該者は議事に参加できないのが慣例となっておりますので、●●●●委員は一時退席をお願いします。

会　　長　　次の案件については、地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 13 号３番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●、●●●●　田　です。
申請地は、●●●●に面した農地です。
申請地は、２筆の三角形の田となっていますが実質は１枚の田で、●●●●在住の譲渡人が相続しましたが、農業者ではなく、現在は防草シートで草が生えないよう管理しています。この度、隣接する田が、●●●●が水稲を耕作している●●●●所有の田であることから、関係者と協議が整い●●●●が引き受けられることとして申請されたものです。取得後は、周囲と併せ水稲を耕作していく予定です。

職務代理　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　地図を見ると分かりますが、この農地は狭く不整形です。現在は雑草防止のシートが張ってあり、管理されていました。この農地だけでは作物の耕作には効率が悪くなっています。近隣耕作者に渡すのは自然であり、所有権移転には何ら問題ありません。

推進委員　　この土地は道路沿いにありますが、道路とは高低差があります。左右の農地とは高低差はありません。用水も来ていました。現状は防草シートやブロックが設置されていますが、撤去すれば耕作可能だと思います。問題ありません。

職務代理　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、一度進行を会長へお返しします。

会　　長　　●●●●委員は入室されますようお願いします。

会　　長　　続きまして、議案第 14 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件について、次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 14 号１番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●　田です。
申請地は、●●●●に面した農地です。
申請地は、周囲 500 メートル以内に公共・公益・教育施設である●●●●、●●●●、●●●●があり、前面に上水道と下水道が埋設された幅員４メートル以上の接道があることから、公共施設整備済区域内の農地と整理され、その場合は第３種農地と判断し許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
申請者は●●●●の賃貸アパートに●●●●で居住しており、９月に●●●●で、今後のことを考え一戸建て住宅の建築を計画し、非農地も含め

候補地を検討したところ、●●●●近くにある、●●●●が所有する今回の申請地が候補に挙がり、交通の便が良く教育施設が周囲にあり、将来的な子育てや介護などで協力することも勘案し、また、今回は使用賃借権の権利設定を行い●●●●から土地を借り受けることとし、将来的には相続することも視野に入れ、この内容で申請されたものです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

職務代理　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　申請農地の周囲は宅地化されています。ただ今事務局から説明がありました通り、譲受人は譲渡人の●●●●とのことです。宅地とするには非常に良い場所であり、農地の有効活用になると思います。移転には問題ありません。

推進委員　　該当の農地は乾田地帯で、道路にも面しており、社会環境も非常に整っているため移転には好ましいと思います。移転には問題ありません。

職務代理　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第14号２番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●　田　です。
申請地は、●●●●と●●●●に面した農地です。
申請地は、用途地域内（第２種中高層住居専用地域）の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、集合住宅用地です。
申請者は●●●●在住で、●●●●などの●●●●等の収入で生活しています。この度、懇意の不動産業者の勧めでアパート経営することを計画し、候補地を探していたところ、申請地が、県内でも特にアパートの需要が高い地域であり、安定した運用を行えると判断し、２階建て８室、２LDKのアパートを建築するために申請されたものです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。なお、申請地は昨年度まで●●●●で●●●●を開設していましたが、管理人が不在になったことにより維持できなくなり昨年度末で廃止し、所有者に同意の上でお返ししたものです。所有者は●●●●の非農家で、当該農地を他者に譲り有効活用してほしいと考えておられました。

職務代理　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　この場所は以前、●●●●として活用していた場所ですが、周囲は既に宅地化され、宅地化を目的とした区画整理も行われている場所で、転用には問題ありません。

推進委員　　この場所は周囲にアパートや住宅が密集しております。売却に異論ありません。

職務代理　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

その他
・農地利用の最適化の推進の状況について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について

会　　長　　これで、審議は終了しました。

午後３時40分　閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和　　年　　月　　日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員